監督命令

平成２９年（再）第１号

岡山県岡山市南区豊成１丁目６番20号
再生債務者　株式会社ゲンダイ

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　大阪市北区西天満２丁目６番８号堂ビル211号室　宮崎法律事務所　弁護士　宮崎　裕二

３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。

⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）

ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）

イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄

ウ　財産の譲受け

エ　借財、手形割引又は保証

オ　民事再生法第49条１項の規定による契約の解除

カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ

キ　和解及び仲裁合意

ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認

ケ　別除権の目的である財産の受戻し

コ　事業の維持再生の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結

⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為

ア　重要な財産の処分及び譲受け

イ　多額の借財

⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）

ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）

イ　⑴のイからコまでに掲げる行為

平成29年１月31日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（再）第２号

岡山市南区豊成１丁目６番20号
再生債務者　ゲンダイホールディングス株式会社

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　大阪市北区西天満２丁目６番８号堂ビル211号室　宮崎法律事務所　弁護士　宮崎　裕二

３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。

⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）

ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）

イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄

ウ　財産の譲受け

エ　借財、手形割引又は保証

オ　民事再生法第49条１項の規定による契約の解除

カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ

キ　和解及び仲裁合意

ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認

ケ　別除権の目的である財産の受戻し

コ　事業の維持再生の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結

⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為

ア　重要な財産の処分及び譲受け

イ　多額の借財

⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）

ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）

イ　⑴のイからコまでに掲げる行為

平成29年１月31日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（再）第３号

大阪市淀川区西中島５丁目13番14号共栄新大阪ビル９階
再生債務者　株式会社レジャーオート

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　大阪市北区西天満２丁目６番８号堂ビル211号室　宮崎法律事務所　弁護士　宮崎　裕二

３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。

⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）

ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）

イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄

ウ　財産の譲受け

エ　借財、手形割引又は保証

オ　民事再生法第49条１項の規定による契約の解除

カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ

キ　和解及び仲裁合意

ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認

ケ　別除権の目的である財産の受戻し

コ　事業の維持再生の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結

⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為

ア　重要な財産の処分及び譲受け

イ　多額の借財

⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）

ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）

イ　⑴のイからコまでに掲げる行為

平成29年１月31日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（再）第４号

大阪府東大阪市吉原２丁目３番21号
再生債務者　株式会社エイト・ワン企画

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　大阪市北区西天満２丁目６番８号堂ビル211号室　宮崎法律事務所　弁護士　宮崎　裕二

３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。

⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）

ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）

イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄

ウ　財産の譲受け

エ　借財、手形割引又は保証

オ　民事再生法第49条１項の規定による契約の解除

カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ

キ　和解及び仲裁合意

ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認

ケ　別除権の目的である財産の受戻し

コ　事業の維持再生の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結

⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為

ア　重要な財産の処分及び譲受け

イ　多額の借財

⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）

ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）

イ　⑴のイからコまでに掲げる行為

平成29年１月31日
大阪地方裁判所第６民事部